

令和5年度事業計画書

社会福祉法人 松山隣保館
救護施設 丸山荘

はじめに

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」移行方針が決定されたことにより、コロナ禍前の日常を取り戻す動きが本格化することになります。しかし、コロナによる重症化リスクは変わらないため、福祉の関係者は変わらず感染予防のための制限された生活が続くことも考えられます。そのため、引き続き基本的感染対策を講じながら、コロナ禍前の日常を取り戻せるよう事業運営を進めていくとともに、国が示す具体的な方針を踏まえて適切に対応していきます。

入所者支援については、コロナの長期化により心身機能低下や精神面の不調が進行しているため、感染対策を行った上で、屋外での活動を広げるとともに、リスクの低い活動から徐々に実施し、心身のリズムを整え心と体の健康を維持することに努めます。

設備整備については、職員の業務の負担を軽減し人材が定着しやすくなるようICT化を検討するとともに、経年化設備の更新や修繕を適宜・適切に実施し、施設の安全性の確保・維持に努めます。

働きやすい職場作りについては、「雇用管理」「人事評価」「人材育成」の3つの柱に基づいた職場の環境整備に努めます。

1. 基本理念

高齢化・重度化が進行する中において、施設という限られた生活環境を越えて、積極的に人間としての可能性を求め、意欲的に社会活動に参加することで、希望と楽しみのある日常生活を営めるように努める必要がある。

入所者が自らの人生を「どう生きるか」を考え、それぞれが自己決定に基づき、幸せな生活を送れるように支援する。また更生・自立が促進されるように個々の障害の特質・程度等のあらゆるニーズに応じた適切な医療を確保し、訓練・介護・援助を行い、活力ある施設づくりを基本理念とする。

(1) 「人権の尊重」

丸山荘は入所者の人権を尊重いたします

(2) 「自立支援」

丸山荘は入所者個々に応じた自立支援を提供します

(3) 「総合的福祉施設」

丸山荘は地域に根ざした総合的福祉施設を目指します

2. 基本方針

丸山荘は、基本理念を基にした入所者、職員、家族、地域、関係機関に対する基本方針を次の通りとします。

- (1) 潤いのある生活を提供します
- (2) 明るく働きがいのある職場を目指します
- (3) 良好な家族関係を築きます
- (4) 地域に根ざした施設づくりを行います
- (5) 関係機関と連携を図ります
- (6) 各種感染症対策に努めます

3. 運営方針

(1) 潤いのある生活を提供します

- ① 一人一人の意向を尊重し多様なニーズに応えるため、個別支援計画に基づき適切なサービスを提供します。また、各種専門職員間で連携し、PDCA サイクルにより個別支援計画の適切な見直しを行います。
- ② コミュニケーションの時間を十分に確保するとともに、丁寧な言葉遣い、プライバシーや尊厳に配慮した声掛けを行います。
- ③ 外部委託業者と協働し、嗜好や希望を取り入れた献立やイベント食の導入等により食生活の充実を図ります。
- ④ 希望や将来設計に基づき、生活する力や社会参加に向けての自信を深めることができるよう、TPOを意識した支援や施設内外において働く機会を提供するなど自立に向けた支援を行います。
- ⑤ 虐待防止委員会を定期的に開催し、入所者の権利擁護、個人の尊厳やプライバシーに配慮した支援に取り組みます。
- ⑥ 入所者預り金管理規定に基づき、適切な金銭管理の援助を行うとともに、将来に向けて金銭の自己管理能力を高めるなど、お金の使い方に関する支援を行います。
- ⑦ 余暇活動、創作活動、行事等を通じて、経験や活動の幅を広げる機会を提供します。(外出・クラブ活動・運動等)
- ⑧ 生活上の出来事や苦情を気軽に相談できる環境づくりに留意し、苦情は適切に対応し解決に努めます。

(2) 明るく働きがいのある職場を目指します

- ① 仕事の生産性や効率化を進めるため、報告・連絡・相談・確認を迅速かつ正確に行い、コミュニケーションの円滑化を図るとともに、情報を蓄積・共有・活用できる環境を整え、業務の「見える化」に努めます。
- ② ストレスチェック等により職場におけるメンタルヘルス活動を推進し、働きがいとワークライフバランスに配慮した環境づくりに努めます。
- ③ 職場におけるハラスメントを防止するために、研修等を通してハラスメントの正しい理解と認識を持ち、職場環境の悪化や業務効率の低下を防ぐよう努めます。
- ④ 労働災害防止活動を推進し、職員の安全と健康を確保するとともに、労働災害が発生した場合には迅速に状況把握と原因を調査し、再発防止に努めます。

- ⑤ 自己啓発支援、資産形成支援、健康支援などの福利厚生の実施を図り、職員が快適に働けるよう努めます。
- ⑥ 職員が自らの仕事にやりがいを持ち、資質の向上に取り組んでいくため、研修体系の整備や資格取得支援等によるキャリアアップの仕組みづくりなど、福祉人材育成の体制整備を図ります。

(3) 良好な家族関係を築きます

- ① 家族とのコミュニケーションを図るため、入所時や面会時、行事等で積極的な挨拶や声掛けを心掛けるとともに、生活状況の変化があった時や体調を大きく崩した時などには家族に連絡・相談を行い適切な対応を図ることにより、家族との信頼関係を深めます。
- ② 入所者と複雑な関係にある家族に対しては、当該家族のプライバシーを侵害しないように最善の配慮をしながら連絡するとともに、必要に応じて実施機関の協力を得るなど、適切な対応を行います。
- ③ 家族との連携を密にし、帰省、面会、通信等の機会が持てるよう、年2回の近況報告や帰省・面会案内を送付します。

(4) 地域に根ざした施設づくりを行います

- ① 事業継続行動計画（BCP）を活用し、緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう準備、訓練を行うとともに、設備・備品の整備を行います。また、地域の方と、それらを利用した災害時訓練を行うなど、災害時の協力体制強化に努めます。
- ② 防災活動計画の策定・実施に関し指導的な役割を担う人材を確保するため、防災士資格取得の促進をすすめるとともに、地域の防災士と連携を取って地域の防災力の向上に努めます。
- ③ 福祉の専門職として専門知識を活かし、地域のニーズを把握し、互いに支えあう取り組みを進めるとともに、交流行事の開催や設備の貸し出し等を通じて、地域の中の社会資源としての役割を果たします。
- ④ 地域包括支援センターや民生委員等とのネットワークの構築を進め、地域における施設の役割を発信し、相談窓口としての機能の充実を図ります。
- ⑤ 各種学校及びボランティアの訪問活動を通じ、入所者の生活を豊かにするための活動の質と量の拡大、地域福祉の担い手を育成する事に貢献し、地域への施設理解を広げます。

(5) 関係機関と連携を図ります

- ① 実施機関と定期的に連絡・調整を行うとともに、情報の共有化を図り協力体制の強化を図ります。
- ② 近隣の社会福祉法人の行事や会合等に積極的に参加して交流を深め、他法施設と情報交換・共有を行い、連携・協働に取り組みます。
- ③ 各関係機関との連携を一層強化させ、正確な情報収集・発信に努めます。
- ④ 広報誌「まるやま」の発行により、丸山荘の運営や行事、入所者の生活状況等を分かりやすく広報することで、社会等への理解を広げます。年4回発行。

(6) 各種感染症対策に努めます

- ① 感染症の基本的な考え方や対策について、職員の定期的な研修を行い、周知徹底を図ります。
- ② 感染対策委員会を定期的で開催し、BCP やマニュアル等の見直し、情報収集・分析を行い、様々な感染症に対して的確な対策を図ります。
- ③ 感染症発生時に備えた衛生・防護用品の備蓄管理を行うとともに、防護服着脱や患者発生時のゾーニング体制構築訓練等の疑似訓練を実施し、感染症拡大時の迅速な対応を図ります。

4. 職員行動規範

- (1) 人格・人権を尊重する良き支援者となります
- (2) 自立と主体性を尊重し、良い信頼関係を築きます
- (3) 安心と安全に心掛け、快適な生活環境の確保に努めます
- (4) 地域の中の施設として、連携と共働の活動を推進します
- (5) 常に専門的知識と技能を取得し、仕事に対する責任と資質の向上に努めます
- (6) ハラスメントのない職場環境に努めます

5. 倫理綱領

松山隣保館 丸山荘

前 文

入所者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

① 生命の尊厳

私たちは、入所者の一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

② 個人の尊厳

私たちは、入所者の、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

③ 人権の擁護

私たちは、入所者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

④ 入所者本位

私たちは、個別支援計画に基づいたサービスを提供し、また入所者に積極的かつ分かりやすく情報を提供することに努め、入所者が選択、決定し行動できるように支援します。

⑤ 社会への参加

私たちは、入所者が、年齢、障害の状態等にかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように支援します。

⑥ 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、入所者の一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように支援し続けます。

⑦ 自己点検と改善

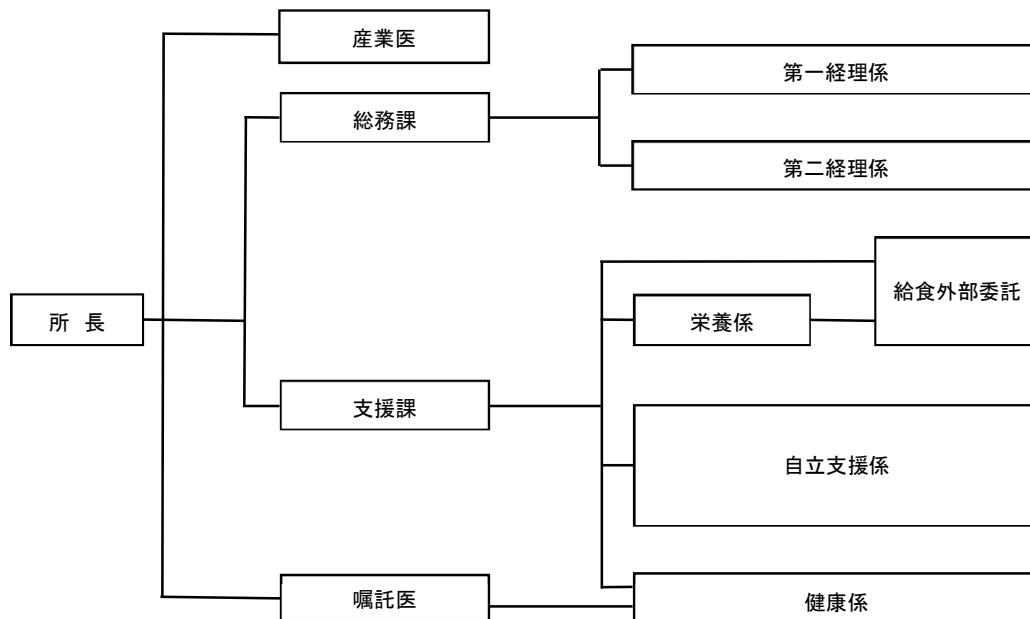
私たちは、入所者への接し方等サービスの質について定期的に自己点検をおこない、適切な改善を図り、安全、安心なサービス提供に努めます。

⑧ 守秘義務

私たちは、業務上知りえた個人情報等を守秘し、他に漏洩することのないよう努めます。また、退職後も個人情報を守秘します。

6. 組織・職員状況

(1) 丸山荘組織図 (令和5年4月1日予定)



(2) 職員配置図

区分		職員数	人員
所長		1	1
総務課	経理係	4	4
	栄養係	1	41
	給食外部委託	(委託)	
	課長	1	
	自立支援係	30	
健康係	9 (嘱託医1) (非常勤5)		
2課4係		正規職員 37名 臨時職員3名 嘱託医 1名 非常勤 5名	46

(3) 職員の状況

職種	人員
施設長	1
事務員	3
主任指導員	1
指導員	1
介護職員	28
精神保健福祉士	1
看護師	3
栄養士	1
調理員	委託
嘱託医	1
介助員	1
非常勤	5
合計	46

7. 年間行事計画表

4月	さくらまつり (中止) 県救護施設協議会施設長会議・体育主任者会議 (4/21)
5月	障がい者スポーツ大会
6月	県救護施設協議会 第1回職員研修会
7月	中国四国地区救護施設研究協議大会 (7/6・7/7) 県救護施設入所者交流会 (7/13) 七夕まつり会
8月	入所者腸内細菌 (全体) 物故者慰霊祭 普通救命講習 夏まつり 職員健康診断
9月	職員ストレスチェック 敬老会 日帰り帰省 入所者基本健診 (採血)
10月	地方祭 全国救護施設研究協議大会 県救護施設入所者合同運動会 (10/19) 入所者基本健診 (検尿)
11月	県救護施設協議会 第2回職員研修会 (11/17) インフルエンザ予防接種 丸山荘・西部町内会・南江戸団地合同防災訓練
12月	クリスマス会
1月	婦人科検診
2月	防災検証総合訓練 職員健康診断
3月	胸部レントゲン・バリウム検査・大腸癌検診 ひな祭り会 入所者基本健診 (採血：対象者)

その他

- ・ 誕生会 (毎月1回)
- ・ まどか会 (毎月1回)
- ・ 職員研修会 (毎月1回)
- ・ 「喫茶さくらんぼ」(随時)
- ・ ボランティア交流会 (随時)

8. 日課表

	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00
月 々 金	洗面 整容	配膳	朝食	自由 時間	ラジオ体操 健康観察 清掃 作業支援		配膳 昼食	自由 時間	清掃 機能 訓練 支援	清掃 入浴 作業支援 余暇活動支援		自由 時間	配膳 夕食	自由時間			消 灯 就 灯
備考	土日は入浴と清掃以外は、終日余暇活動。																

9. 作業・機能訓練・余暇活動支援の内容及び実施方法

(1) 就労支援

目的	就労をすることによって本人が社会とのつながりを持ち、生活や人生を豊かにする経験を持つための機会を提供します。	
外勤	・一般事業所作業	・就労先企業の調整 ・就労へのニーズ把握と調整

(2) 作業支援

目的	入所者の能力の維持向上を図るとともに、働くことの喜びや生きがいをもてるように、個々の能力や興味に応じた支援を提供します。	
受託作業	・箸袋詰め	・製品の管理・保管の指導
洗濯作業	・一般洗濯・配布	・施設内の一般洗濯 ・衛生管理、清潔
園芸作業	・花・野菜づくり	・荘外の清掃美化や草花の飾り付け
清掃作業	・荘内外の清掃美化	・荘内外の除草・清掃

(3) 機能訓練支援

目的	健康づくり、生活習慣病予防、身体機能の維持・増進を目的として、入所者の障害の種類、程度、年齢、運動能力に応じた支援を提供します。	
	・近隣公園等への散歩 ・施設の敷地内での散歩 ・個々の興味や能力に応じたゲーム・レクリエーション	・体調と安全面の確認 ・コミュニケーションの活性化 ・ゲーム・レクの創作

(4) 余暇活動支援

目的	個々の趣味や興味に応じたプログラムの提供及び支援を通して生活への活力や精神的な安定を図ります。	
生花クラブ	・職員の指導で作品を作る ・荘内に展示	・生活の活性化 ・知識と技術の習得・向上
屋内クラブ	・麻雀・花札・絵手紙作り ・グラウンドゴルフ・卓球 ・カラオケ 等	・生活の活性化 ・精神面の安定 ・知識と技術の習得・向上
屋外クラブ (随時)	・カラオケ、グラウンドゴルフ、 ボーリング、映画鑑賞 等	・生活の活性化と体力・健康づくり ・知識と技術の習得・向上

10. 給食計画

入所者の年齢・嗜好を考慮し、バランスのとれた食事を提供することで、食べる楽しみや喜びとなるよう取り組みます。

(1) 委託業者との協働による食事提供をします。

- ① 「食の安全・安心」を基本にした食事提供を行います。
- ② 厚生労働省の「日本人の食事摂取基準」に基づいた栄養欠乏症予防・過剰摂取による健康障害の予防を行います。
- ③ 季節を感じられるイベント食、リクエスト・選択メニューの提供をします。
- ④ 入所者の体調・病態に合わせた食事提供を行います。（摂食嚥下機能に応じた食事形態、アレルギーによる個別食の対応、医師からの指示食の対応）
- ⑤ 嗜好調査や栄養管理委員会の意見を参考にして献立を作成します。

(2) 衛生管理体制を徹底します。

- ① 調理場・食材・人の清潔を常に保ち、定められた手順を遵守します。
- ② 施設内での食中毒の発生を未然に防ぐため、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいて実施します。

(3) 食事環境の整備に努めます。

- ① 食堂の装飾等で和やかな雰囲気を提供します。
- ② 食事姿勢の調整、口腔ケア、嚥下体操を実施します。

11. 健康管理計画

入所者の健康状態の把握、疾病の予防及び早期発見、早期治療を図るとともに、適切な運動の実施により機能低下の防止に努めます。

(1) 保健衛生の向上に努めます。

- ① 健康で快適な生活が送れるよう衛生習慣の定着化に努めます。
- ② 感染予防についての適切な対策を講じ流行時にはフェーズ表に基づいて迅速に行動します。

(2) 疾病の予防及び早期発見に努めます。

- ① 各種検診を実施し、疾病の予防及び早期発見に努めます。
- ② 体温・血圧・体重・睡眠状況・排便状況・食事量等から、健康状態の把握に努めます。

(3) 適切な診察・治療の機会を提供します。

- ① 嘱託医の診察により、定期的な健康管理を行います。
- ② 専門的な治療や入院が必要な時は、医療機関への受診を行います。

(4) 安全な薬剤管理を行います。

- ① 薬剤情報を管理し、わかりやすく丁寧な服薬支援を行います。
- ② 医薬品等を適切に管理します。

(5) 健康づくりに取り組みます。

- ① 入所者の健康づくり推進のため、看護師・栄養士等による健康相談を実施します。
- ② 健康の維持向上のため、随時健康ミニ講座を開催します。
- ③ ラジオ体操、まるやま体操、その他身体機能に応じた適切な運動を取り入れます。

12. 防災・安全管理計画

入所者の安全を図るため、火災、震災その他の災害に備えます。

(1) 自主防災組織を構築します。

- ① 自主防災組織を編成し役割分担を明確にすることにより、円滑に防災活動ができるように努めます。

(2) 緊急連絡体制及び非常招集体制を整備します。

- ① 大規模な災害等の非常事態において、これらに対処する防災力を補う必要があるときに、連絡表による緊急連絡体制や防災マニュアルの参集基準による非常招集体制を整えます。

(3) 支援協力体制を整備します。

- ① 近隣と災害時等の行動手順を明確にするとともに、連絡連携の周知徹底を図り、協力体制を整えます。

(4) 防災訓練、防災教育を実施します。

- ① 定期的に防災訓練、防災教育、消火訓練、検証訓練、救命講習等を行い、防災時の安全性の向上及びその対応の円滑化を図ります。

(5) 防災設備を整えます。

- ① 毎月、自主点検表に基づき、建物、設備等の安全の確保をおこないます。
- ② 災害時に施設入所者の最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄をします。

(6) 避難活動を迅速に行います。

- ① 災害の規模や場所において入所者の安全等の確保ができない場合、適切な場所に避難誘導を行います。

建物内での避難	建物内での安全が確保できる場合
丸山荘グラウンドへの避難	地震等により建物が損壊し、建物内での安全が確保できない場合
広域避難所への避難 一般避難所（愛光学園）、 一時避難所（松商グラウンド）	愛媛県、松山市、警察等の避難勧告及び避難指示があった場合

令和5年度丸山荘 認定生活困窮者就労訓練事業計画書

社会福祉法人 松山隣保館
救護施設 丸山荘

1. 目的

就労に困難を抱えている生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行うことを目的とする。

2. 対象者

すぐに一般企業等で働くことが難しい人で、長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題がある方、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の生活に困窮している人。

3. 定員

3名

4. 場所

救護施設 丸山荘
松山市南江戸6丁目1697番地

5. 内容

訓練作業：箸袋入れ等
洗濯作業：洗濯・仕分・配付
清掃作業：施設内屋外清掃
入所者着替え介助、トイレ誘導、食事見守り

6. 賃金

非雇用型による利用者

就労訓練事業（非雇用型）利用規則兼契約書により、1時間当たり100円

雇用型による利用者

就労訓練事業（雇用型）利用規則兼契約書により、1時間当たり愛媛県の当該日における最低賃金額

7. 支援の措置に関する責任者

谷本 由美